

簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書を招請します。

令和8年4月23日

支出負担行為担当官

九州地方整備局副局長 酒井 浩二

1 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度九州管内における港湾を利用した農林水産品の輸出促進方策検討業務(電子契約対象案件)
- (2) 業務内容 本業務は、「食料・農業・農村基本計画」で農林水産物・食品の輸出額を2030年までに5兆円とする目標が掲げられ、国全体で輸出力の強化が求められている状況を踏まえ、九州地域の豊富な農林水産資源とアジアに近い地理的優位性を活かしつつ、輸出拠点となる港湾機能に存在する課題を整理し、九州の港湾を活用した農林水産品の輸出強化策を体系的に検討することで、地域の国際競争力向上につなげることを目的として実施するものである。なお、対象港湾は、12港(博多港・北九州港・伊万里港・大分港・三池港・熊本港・八代港・細島港・長崎港・下関港・志布志港・川内港)とする。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年2月26日
- (4) 本業務においては、資料の提出及び見積を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- (5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
- (6) 本業務は、競争性確保のため簡易公募型プロポーザルの手続きに準じて試行する業務である。
- (7) 本業務は、40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者(以下、「技術指導者」という。)を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。
なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。
40歳未満とは、公示年度の4月1日時点で満40歳未満の者とする。
技術指導者の専任は求めない。
- (8) 本業務は、参加表明書と技術提案書を同時に提出する試行業務である。
- (9) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準じる企業等を評価する業務である。
- (10) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて」の試行業務である。
なお、詳細については、特記仕様書によるものとする。

2 参加資格要件

参加表明書及び技術提案書の提出者は1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。

- ② 九州地方整備局(港湾空港関係)における令和7・8年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争(指名競争)参加資格A等級の決定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。)

なお、当該資格の決定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の決定を受けていなければならない。

- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記②の再決定を受けた者を除く。)でないこと。
- ④ 九州地方整備局から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2) 設計共同体

1)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和8年3月9日付け九州地方整備局副局長)に示すところにより九州地方整備局副局長から令和8年度九州管内における港湾を利用した農林水産品の輸出促進方策検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の決定を受けている者であること。

3) 業務参加者間の公平性

本業務に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(詳細は入札説明書参照。)

3 参加表明書及び技術提案書の提出者に対する要件

- (1) 参加表明者の経験及び能力
業務実績、業務成績
- (2) 配置予定管理技術者又は技術指導者の経験及び能力
技術者資格等、業務実績、業務成績
- (3) 当該業務の実施体制(再委託又は技術協力の予定を含む。)

4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定管理技術者又は技術指導者の経験及び能力
技術者資格等、業務実績、業務成績、表彰等の有無
- (2) 実施方針
- (3) 特定テーマに対する技術提案
- (4) ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価
- (5) その他
参考見積

5 手続等

- (1) 担当部局

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7
九州地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理第二係
電話 092-418-3345 E-mail kyusyusikaku-s89kk@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 入札説明書を電子入札システム及び入札情報サービスにより交付する。

交付期間は別表のとおり。

入札情報サービスホームページアドレス <https://www.pas.y.sk.nilim.go.jp/>

② 上記①に対応していない等の理由で書面による交付を希望する場合は、上記(1)の担当部局において交付する。なお、事前に電話連絡すること。

交付期間は上記①と同じ。

(3) 参加表明書及び技術提案書の提出期間、場所及び方法

提出期間 別表のとおり

提出場所 上記(1)に同じ

提出方法 電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は持参、郵送(書留郵便に限る)又は託送(書留郵便と同等のものに限る)により行うこと。

(4) 参加表明書及び技術提案書の受付通知(選定通知)

別表のとおり、電子入札システムにより通知する(ただし、発注者の承諾を得た紙入札方式による場合は通知しない)。

(5) 参加表明書及び技術提案書の受付通知(選定通知)後の技術提案書(様式6のみ)の再登録

上記受付通知(選定通知)後、業務に参加する者は別表のとおり、電子入札システム内のアップロードシステムの「添付資料」添付機能により技術提案書(様式6のみ)を再度登録すること(ただし、発注者の承諾を得た紙入札方式による場合を除く)。なお、登録されない場合は、以降の入札手続きへの参加を認めない。また、様式6については説明書を確認すること。

(6) 技術提案書の特定予定

別表のとおり。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)に同じ

(6) 詳細は説明書による。

別 表

入札手続きに係る期限等

5. (2)① 説明書の交付期間	令和8年4月23日(木)から令和8年7月8日(水)(最終日は17時00分まで)
5. (3) 参加表明書及び技術提案書の提出期間	令和8年4月24日(金)から令和8年5月28日(木)まで
5. (4) 参加表明書及び技術提案書の受付通知(選定通知)	令和8年5月28日(木)まで
5. (5) 参加表明書及び技術提案書の受付通知(選定通知)後の技術提案書(様式6のみ)の再登録	令和8年6月4日(木)まで
5. (6) 技術提案書の特定予定	令和8年6月23日(火)を予定

競争参加者の資格に関する公示

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに九州地方整備局（港湾空港関係）、下関港湾事務所、北九州港湾・空港整備事務所、博多港湾・空港整備事務所、苅田港湾事務所、唐津港湾事務所、長崎港湾・空港整備事務所、熊本港湾・空港整備事務所、別府港湾・空港整備事務所、宮崎港湾・空港整備事務所、鹿児島港湾・空港整備事務所、西之表港湾事務所、志布志港湾事務所、関門航路事務所又は下関港湾空港技術調査事務所が、公募型又は簡易公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）に係る手続開始の公示及び総合評価落札方式に係る入札公告又は手続開始の公示（説明書及び入札説明書を含む。以下「公示等」という。）により発注する業務（以下「当該業務」という。）に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和8年 3月 9日

九州地方整備局副局長 酒井 浩二

1 業務概要

当該業務の公示等を参照すること。

2 申請の時期

当該業務の参加表明書又は競争参加資格確認申請書の提出期間とする（行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）第1条に定める行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く）。

なおプロポーザル方式の場合においては、当該業務に係る技術提案書の提出の時までにおいても、随時申請を受け付けるが、当該提出期限までに審査が終了せず技術提案書を提出できないことがある。

また競争入札の場合は、当該業務に係る提出期間後においても、随時申請を受け付けるが開札の時（公募型又は簡易公募型競争入札の場合は、参加表明書の提出時）までに設計共同体としての資格の決定を受けていなければならない。

3 申請の方法

（1）申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、当該業務の公示等と併せて入札情報サービス（<https://www.pas.ysk.nilim.go.jp>）により配布する。

ただし、書面により交付を希望する場合は、当該業務の公示等に記載の担当部局まで申込みすること。

（書面による交付時間は、当該業務の公示等に記載のとおり）

（2）申請書の提出方法

申請者は、申請書に当該業務に係る設計共同体協定書（4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。受領期限までに必着。）により提出すること。申請書の押印を省略する場合は、余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。

なお、申請書の押印を省略した場合は、電子メールで申請書を提出することができる。電子メールの件名は『設計共同体資格申請（○○○○業務）』とすること。電子メールで申請書を提出した場合は、上記連絡先に受信確認をすること。受信確認をせずに、申請期間内に発注者が当該電子メールの受信を確認できない場合は、申請書を無効とすることがある。

提出場所：〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

九州地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理第二係

TEL 092-418-3345

メール kyusyusikaku-s89kk@mlit.go.jp

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと決定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年10月1日付け国土交通省東北地方整備局副局長、関東地方整備局副局長、北陸地方整備局次長、中部地方整備局副局長、近畿地方整備局副局長、中国地方整備局副局長、四国地方整備局次長、九州地方整備局副局長。）により、設計共同体としての資格があると決定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、当該業務の公示等に示された条件を満たす者の組合せであること。

(2) 業務形態

①構成員の分担業務が、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかであること。

②一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成11年1月25日付け官会第93号）の別紙1に示された「設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

公示等に示された一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も、2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が決定されるためには、上記資格の決定を受けていない構成員が公示等に示された等級の決定を受けることが必要である。

なお、プロポーザル方式の場合においては、当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（競争入札の場合は、開札の時まで（公募型又は簡易公募型競争入札の場合は、参加表明書の提出時まで））に上記資格の決定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと決定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格決定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

(1) 設計共同体の名称は、当該業務名を付け「〇〇業務△△・××設計共同体」とする。

(2) プロポーザル方式の場合においては、当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時に、設計共同体としての資格の決定を受け、かつ、当該業務に係る公示等に示されたところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）

貴部局で行われる「〇〇業務」に係る競争に参加する資格の審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

登録等を受けている事業

(会社名) _____

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

(会社名) _____

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

(会社名) _____

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

令和 年 月 日

九州地方整備局 副局長 殿

共同体名 〇〇業務

△△・××設計共同体

(代表者) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名：

電 話：

E-mail：

(構成員) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(構成員) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

記載要領

- ① 登録事業名の記入にあたっては、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）の17の登録事業に限るものとする。
- ② 登録事業名及び登録番号を証明できる写しを添付するものとする。

〇〇業務設計共同体協定書

(目的)

第1条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 九州地方整備局発注に係る〇〇業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「本業務」という。）
- 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当設計共同体は、〇〇業務△△・××設計共同体（以下「共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、本業務の契約の履行後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 本業務を受注することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
△△株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
××株式会社

(代表者の名称)

第6条 共同体は、△△株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、本業務の履行に関し、共同体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果

物を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和45年法律第48号)第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合には、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の本業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 △△株式会社

〇〇〇の〇〇業務 ××株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額(運営委員会で定める。)については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

- 3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
- 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が本業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 共同体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

△△株式会社外○社は、上記のとおり○○設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

令和 年 月 日

代表者 △△株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 印

構成員 ××株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 印

〇〇設計共同体協定書第8条に基づく協定書

九州地方整備局発注に係る〇〇業務については、〇〇設計共同体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額(消費税分及び地方消費税分を含む。)

〇〇〇の〇〇業務 △△株式会社 〇〇円

〇〇〇の〇〇業務 ××株式会社 〇〇円

△△設計株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印して各自所持するものとする。

(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

令和〇年〇月〇日

〇〇設計共同体

代表者 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
 △△株式会社 〇〇支店
 〇〇支店長 〇〇 〇〇 印

構成員 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
 ××株式会社 〇〇支店
 〇〇支店長 〇〇 〇〇 印